

特定非営利活動法人 文化・福祉・人権サポート アエソン
地域活動支援センター ライズアップ+
重要事項説明書

特定非営利活動法人 文化・福祉・人権サポート アエソン

地域活動支援センター ライズアップ+

〒675-0148 兵庫県加古郡播磨町北古田 1-17-17

県立東はりま特別支援学校内 地域連携交流施設

TEL/FAX 079-437-0040

重要事項説明書

あなたに対する 地域活動支援センター ライズアップ+ の事業開始にあたり、当事業所が あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者名称	特定非営利活動法人 文化・福祉・人権サポート アエソン		
事業者の所在地	〒675-0163 兵庫県加古郡播磨町古宮236-1 Mail アドレス aeson.mail@aeson.jp HP http://www.aeson.jp/		
法人種別	特定非営利活動法人	設立年月	2004年 10月 1日
代表者名	代表理事 政本和子		
TEL/FAX	079-437-0037		

2 障害者自立支援法令に基づく指定

事業所の名称	地域活動支援センター ライズアップ+		
指定日	2010年 6月 1日		
事業所番号	2805000001		
サービス種類	地域活動支援センター	開設年月	2010年 6月 1日
事業所の所在地	〒675-0148 兵庫県加古郡播磨町北古田 1-17-17 県立東はりま特別支援学校内 地域連携交流施設		
TEL/FAX	079-437-0040		

3 事業の目的と運営方針

<p>法人の理念</p>	<p>(わたしたちがめざすもの) 障害のある人もない人も一緒に考え、あゆめる社会 障害のある人たちもない人もともに考え、話し、それぞれの想いえがく未来に向け、一步一步自ら前進していくことができる。NPO 法人アエソンは、そんな人たちにあふれる社会、そんな機会がたくさんある地域を、兵庫県播磨町からめざしています。 (わたしたちの役割) 私たちはあなたが力を活かせる「環境」ととのえます 障害のある人の力が引き出される場やきっかけをつくる、地域での暮らしを支える人たちがともに協力しあえるようにする、地域全体が未来に向けてつながり、力を活かしあえる仕組みを準備する。当事者自身から地域全体まで、気持ち、場、体制、仕組み、ネットワークなど障害福祉に関わる様々な「環境」を、当事者意識を大切に、それぞれの力が活かせるようとのえます。障害福祉のあらゆる「調整役」、それが私たちアエソンの役割です。</p>
<p>事業の目的</p>	<p>地域活動支援センター ライズアップ+ 私たちは、障害のある人があなたらしく力を発揮できる「環境」ととのえます 障害のある人が「自分らしい生活」「みんなと一緒に暮らす生活」「普通の生活」を地域の中で実現できるよう、相談にのり、本人活動を支援していきます。 仲間や支援者・地域の人たちと出会う場所と、活動をともにする日中の居場所を提供します</p>
<p>運営の方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1.障害のある人とその保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めます。 2.利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえ、個別計画を作成し、適正かつ効果的な支援を行います。 3. 利用者の社会参加・地域交流に積極的に取り組みます。 4. より良い福祉サービス提供に向け、点検と評価を定期的、継続的に実施するなど必要な措置を講じ、さらなる福祉サービスの質の向上を目指します。 5.地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い、障害福祉サービス提供事業者、保健サービス提供事業者や福祉サービス提供事業者との連携し、地域の福祉ネットワークづくりに努めます。 6. 利用者及び地域のニーズを捉え、動きのある事業展開を行います。

4 ご利用事業所の職員体制

従業者の職種	職員数	勤務の態勢
管理者	1人	常勤(兼務)
相談員	1人以上	非常勤(専従)
生活支援員	2人以上	常勤(専従)
事務職員	1人	非常勤

* 必要に応じて職種又は員数を増やすことができます。

* ボランティアの協力や学生等の実習受け入れを行う場合があります。

5 事業所の利用時間

利用日	月・火・水・木・金(祝日・夏季休暇・12/27～1/4を除く)
利用時間	10時～17時
その他	上記の運営日、運営時間のほか、行事・季節慣例・突発的事故等により必要な場合は、随時、運営日又は運営時間等を変更できるものとします。ただし、その際は利用者又は家族等に適切な方法で事前に周知します。

6 事業の概要

<p>(1)基礎的事業</p> <p>ア 創作的活動の機会の提供及び支援</p> <p>イ 生活活動の機会の提供及び支援</p> <p>ウ レクリエーション等社会との交流の機会の提供</p> <p>(2)機能強化事業</p> <p>ア 保健・医療・福祉の連携強化、地域ボランティアの育成、障害に対する理解を促す普及啓発等の事業を行います。</p> <p>イ 利用者および家族等、地域住民に対する相談支援及び情報提供を行い、支援をつなぎます。</p> <p>ウ その他利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するために必要な援助の提案及び支援を行います。</p> <p>エ 地域における障害のある人の本人活動を支援します。</p>
--

7 利用者から受領する費用等の額

<p>1. 創作的活動にかかる各種材料費等</p> <p>2. 飲食費等</p> <p>3. その他必要と認められる費用</p> <p>費用についてはその都度の支払いとします。</p>
--

8 サービス提供の手順

<p>利用者は、利用登録を行います。</p> <p>1. 事業所の概要、支援の内容、費用、利用者の権利等、登録内容を重要事項説明書に沿って説明を受けた上で、同意する場合は登録を行いません。</p> <p>2. 利用者は、利用申込書を提出します。</p> <p>3. 利用の開始</p> <p>4. 費用の支払い</p>

9 利用登録の解約

<p>1. 利用者は3日以上予告期間をもっていつでも利用登録の解約ができます。</p> <p>2. 事業所は、利用者の故意の法令違反、著しく常識を逸脱する行為に対して、再三の申し入れにもかかわらず、改善の見込みがないときは7日以上予告期間をもって登録を解除することができます。</p>
--

10 利用にあたっての留意事項

1. 利用者又は家族は、利用者の健康状態について、日頃と変わったことがあるときは、職員に連絡をお願いします。
2. 利用者は、他の利用者の迷惑になる行為をしないこと。
3. 利用者は、施設の物品を壊すような行為はしないこと。

11 苦情対応窓口

ご利用者ご相談窓口 地域活動支援センター ライズアップ+	〒675-0148 兵庫県加古郡播磨町北古田 1-17-17 県立東はりま特別支援学校内 地域連携交流施設 TEL/FAX 079-437-0040
不服・苦情の窓口 特定非営利活動法人 文化・福祉・人権サポート アエソン 地域活動支援センター ライズアップ+ 管理者 政本和子	〒675-0148 兵庫県加古郡播磨町北古田 1-17-17 県立東はりま特別支援学校内 地域連携交流施設 TEL/FAX 079-437-0037
第三者委員	加藤和子 079-437-6417 杉原延亨 079-437-9930
播磨町福祉グループ 担当者	兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目 5-30 電話 079-435-2361 FAX 079-435-0831

12 秘密の保持

1. 事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、正当な理由がある場合を除いて、登録中及び登録終了後に、第三者に漏らすことはありません。
2. ボランティア又は実習生には、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密・個人情報を保持すべき旨を書面で規定します。
3. 事業所は、文書により、利用者の個人情報は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報は家族の同意を得て、必要な範囲内で用いることができるものとします。
ただし、利用者が同意の判断をすることが困難な場合は、その家族から同意を得ます。

13 記録の保管

1. 事業所は、「事業実績記録票」(以下「実績記録票」という)と業務日誌に必要事項を記入します。
2. 事業所は、実績記録票等の記録、苦情の内容等の記録及び事故の処置等の記録、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録は当該事業を実施した日から5年間これを適正に保存します。利用者又は家族の求めにより閲覧に応じ、利用者等の実費負担によりその写しを交付します。

14 緊急時の対応方法

1. 事業所は、事業実施に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、家族への連絡の上、その他適切な措置を速やかに行い、書面として記録するとともに、緊急事態の内容及び状況を市町に報告します。

15 損害補償

1. 事業所は、事業実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。ただし、事業所に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。
2. 事業所は、万が一の事故発生に備えて、AIG損害保険会社の業務災害総合保険に加入しています。
3. 事業所は利用者の求めに応じて、損害補償に関する保険契約の内容を開示します。
4. 事業所は利用者の保険加入の確認をし、未加入の場合は加入をおすすめします。

16 実習生・ボランティアの受け入れ

当事業所は、「地域住民と共にある事業」、「将来を担う人材の育成」という観点から、実習生・ボランティア等を積極的に迎え入れます。

1. 紹介・活動目的の説明

活動を受け入れた実習生・ボランティア等については、利用者に日々紹介し、その活動目的を説明します。

2. 活動の範囲

実習生・ボランティア等の受け入れにあたっては、その活動の中で利用者と接する（援助する、介護する）場面が発生します。利用者とは接する活動については、活動目的、資格、経験、力量を見極め、講習などでプライバシーへの配慮や安全対策を講じ、利用者や家族の同意を得た上、個別に活動の範囲を定めます。

3. 関わりに対する拒否、意見や苦情の申し立て

利用者は、実習生・ボランティア等との関わりを拒否すること、および実習生・ボランティア等との関わりについて、意見や苦情を申し立てることができます。

4. 個人情報の提供

実習生・ボランティア等の受け入れにあたっては、利用者の名前や起こりうる事故等、その活動上最低限必要な利用者の個人情報を提供することがあります

以上のとおり、重要事項の説明を受けました。本重要事項説明書を2通作成し、
署名又は記名押印の上、各自1通ずつ保有することとします。

年 月 日

事業者	当事業所は、通所サービスの提供開始にあたり、利用者、成年後見人等に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。	
	住所	〒675-0148 兵庫県加古郡播磨町北古田 1-17-17 県立東はりま特別支援学校内 地域連携交流施設
	名称	特定非営利活動法人・文化・福祉・人権サポート アエソン 地域活動支援センター ライズアップ+
	説明者	印

利用者	私は、本書面に基づいて上記重要事項について説明を受け、内容を確認しました。	
	住所	〒
	氏名	印

成年後見人等	私は、本人と共に説明を受けました。	
	私は、本人に代わり、署名を行いました。	
	本人との関係	
	住所	〒
氏名		印

